

## 八丈町競争入札参加資格者指名停止基準

### 第1 目的

この基準は、契約事務の厳正な執行を確保するため、競争入札参加有資格者（以下「有資格者」という。）に対する指名停止等の措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 第2 指名停止の基準

- 1 有資格者が別表に掲げる要件に該当する場合は、事情に応じて同表に定めるところにより期間を定め、当該有資格者について指名停止を行うものとする。
- 2 別表の2または3の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該有資格者の指名停止事由の発生部門のみの指名停止を行い、他の部門の指名停止を行わないことができる。
  - (1) 土木部、建築部等のように社内的に専任体制が明確にされており、かつ、その責任者として役員をあげている場合
  - (2) 部門別格付け、社内責任体制のあり方等を総合的に勘案して、前期に準ずると認められる場合

### 第3 指名停止期間の特例

- 1 有資格者が一の事案により別表に掲げる要件の二以上に該当した場合は、最も長い期間となる要件に該当するものとし、指名停止期間を定めるものとする。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合は、別表に定める期間の範囲内で、通常の期間に5割を加算して指名停止期間を定めることができる。
  - (1) 有資格者が別表の1及び4の(1)または(2)の要件に係る指名停止期間中または指名停止期間満了後3年を経過するまでの間に、再び、同表の1及び4の(1)または(2)に該当することとなったとき。
  - (2) その他特に必要であると認められるとき。
- 3 次の各号のいずれかに該当する場合は、別表に定める期間の範囲内で、通常の期間の2分の1まで短縮して指名停止期間を定めることができる。
  - (1) 八丈町発注の過去の工事施行成績が、著しく良好であるとき。
  - (2) 別表の2または3に該当する場合で、事後処理が適切になされたと認められるとき。
  - (3) その他特に必要であると認められるとき。

### 第4 指名停止の特例

指名停止期間中の有資格者であっても、契約の種類、履行場所等からみて、特に必要と認められる場合は、当該契約について指名を行う事ができる。

### 第5 指名停止の決定方法等

この基準に基づく指名停止については、八丈町指名業者選定委員会の協議を経て、町長が定める。指名停止すべき事実が発生し、町において当該事実が確認されてから町長の決定があるまでの間は、当該業者の指名は保留するものとする。また、指名停止が決定した場合において、当該業者に指名停止の通知は行わないが、指名停止を受けた者の商号または名称並びに指名停止の期間及び理由は公表するものとする。

### 附 則

この基準は、平成13年4月1日から適用する。

要 件	期 間
<p>1 贈賄</p> <p>(1) 次のア、イまたはウに掲げる者が、八丈町の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで起訴された場合</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 役員または支店若しくは営業所を代表する者でアに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）</p> <p>ウ ア及びイに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）</p> <p>(2) 次のア、イまたはウに掲げる者が、他の公共機関の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで起訴された場合</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p> <p>2 契約履行上の事故</p> <p>(1) 八丈町発注の契約（八丈町公営企業分を含む。以下同じ。）履行上の事故</p> <p>ア 事故を発生させ、公衆に死者を出し、または広範囲にわたる公衆が被害を受け、社会的及び経済的に損失が大きい場合</p> <p>イ 事故を発生させ、公衆に傷害を与え、または事故周辺の公衆が被害を受けた場合</p> <p>ウ 事故を発生させ、従業員に死者または多数の負傷者を出した場合</p> <p>(2) (1)以外の事故の場合</p> <p>ア 事故を発生させ、公衆に死者を出し、または広範囲にわたる公衆が被害を受け、社会的及び経済的に損失が大きい場合</p> <p>イ 事故を発生させ、公衆に傷害を与え、または事故周辺の公衆が被害を受けた場合</p> <p>ウ 事故を発生させ、従業員に死者または多数の負傷者を出した場合</p> <p>3 契約履行成績不良等</p> <p>八丈町発注の契約において、その履行に際し著しく適正を欠く行為があったと認められる場合または契約履行成績が著しく不良であると認められる場合</p>	<p>逮捕または起訴を知った日から</p> <p>12ヶ月以上24ヶ月以内</p> <p>9ヶ月以上24ヶ月以内</p> <p>6ヶ月以上18ヶ月以内</p> <p>6ヶ月以上18ヶ月以内</p> <p>4ヶ月以上12ヶ月以内</p> <p>3ヶ月以上9ヶ月以内</p> <p>2ヶ月以上6ヶ月以内</p> <p>1ヶ月以上3ヶ月以内</p> <p>1ヶ月以上3ヶ月以内</p> <p>1ヶ月以上5ヶ月以内</p> <p>1ヶ月以上2ヶ月以内</p> <p>1ヶ月以上2ヶ月以内</p> <p>1ヶ月以上6ヶ月以内</p>

要 件	期 間
<p>4 契約に関連する違法行為等による社会的信用失つゝい行為</p> <p>(1) 談合の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで起訴された場合</p> <p>ア 八丈町発注の契約に関するもの</p> <p>イ ア以外のもの</p> <p>(2) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）」に違反し契約の相手方として不適當であると認められる場合</p> <p>ア 八丈町発注の契約に関するもの</p> <p>イ ア以外のもの</p> <p>(3) 前2項に掲げる場合のほか、一括下請負等建設業法違反等の違法行為等を行うことにより、社会的な信用を著しく失つゝいたと認められる場合</p>	<p>逮捕または起訴を知つた日から</p> <p>3ヶ月以上12ヶ月以内</p> <p>2ヶ月以上12ヶ月以内</p> <p>3ヶ月以上9ヶ月以内</p> <p>2ヶ月以上9ヶ月以内</p> <p>1ヶ月以上9ヶ月以内</p>
<p>5 虚偽記載</p> <p>八丈町発注の契約に係る一般競争入札または指名競争入札において、当該入札に係る競争入札参加資格確認資料、その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適當であると認められる場合</p>	<p>1ヶ月以上6ヶ月以内</p>